

事例コード | 201403

2014 年（平成 26 年） 御嶽山噴火による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①御嶽山の概要

御嶽山は、長野県と岐阜県の県境に位置し、長野県木曾郡木曾町、王滝村、岐阜県下呂市、高山市にまたがる乗鞍火山列の南端に位置する複合成層火山である。標高は3,067mと国内では14番目となっており、火山としては富士山に続く標高で、直近2万年間は水蒸気爆発を中心とした活動期にある。

南東山麓では、1978年から地震が多発しており、昭和59年には長野県西部地震でマグニチュード6.8を記録し、御嶽山および周辺で大規模な地すべり・斜面崩壊が発生している。直近では、平成19年にも小規模な水蒸気噴火があり、火口北東側約200mの範囲に火口から噴出した火山灰が確認されている。

古くから信仰対象の霊山とされて、多くの登山者や観光客が訪問しているほか、日本の百名山の一つに選定されている。

②御嶽山噴火と噴火警戒レベルの引き上げ

平成26年9月27日11時41分頃から火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生した。噴火場所は剣ヶ峰の南西側で、国土交通省中部地方整備局が王滝村滝越に設置している滝越カメラ（剣ヶ峰の南南西約6km地点）により、火砕流が南側斜面を3キロメートルを超えて流れ下る様子が観測された。また、気象庁による聞き取り調査の結果、御嶽山西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県甲府市飯田にかけての範囲で降灰が観測された。

こうしたことから、気象庁は、同日12時36分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルをレベル1（平常）からレベル3（入山規制）へと引き上げた。

平成26年11月下旬以降は火山性微動は観測されず、火山性地震も1日あたり数回から十数回のやや少ない状態で推移していることから、平成27年1月19日、火口周辺警報が更新され、警戒が必要な範囲が火口から概ね4kmから3kmに縮小された。さらに、同年3月、警戒が必要な範囲がさらに火口から概ね3kmから2km（地獄谷方向では火口から概ね2.5km圏内）に縮小された。

平成27年6月、火山噴火予知連絡会において「昨年と同程度の噴火可能性は低下していると考えられるが、噴煙活動や地震活動が弱いながらも続いていることから、昨年9月27日より規模の小さな噴火が今後も突発的に発生する可能性は否定できない」と評価されたことを受けて、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げられ、警戒が必要な範囲は平成26年に噴火した火口を中心とした半径約1kmとされた。

なお、平成29年3月現在も、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制））が継続されている。

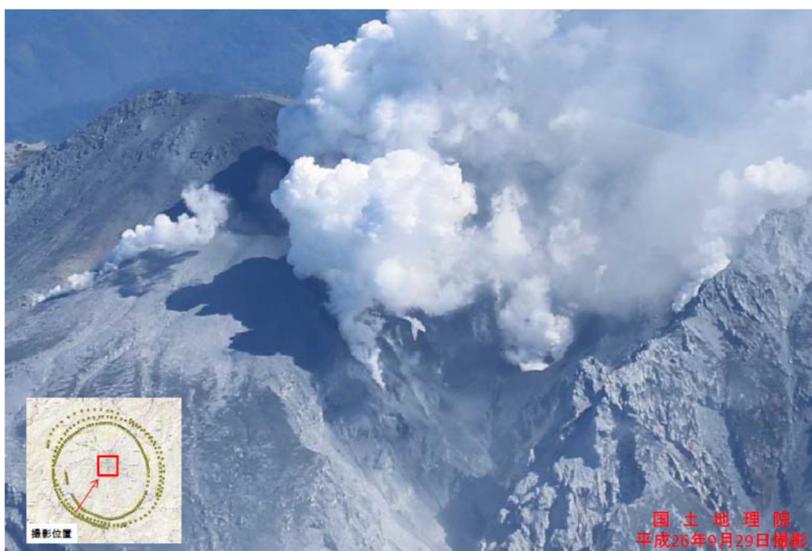


図 御嶽山の噴火の様子（平成26年9月29日）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年9月の御嶽山噴火概要」（中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ第1回資料）



図 御嶽山の噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）

（出典）気象庁「御嶽山の噴火警戒レベル」

表 噴火警戒レベルの推移

年月日	噴火警戒レベル
H26.9.27	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲4km）
H27.1.19	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲3km）
H27.3.31	噴火警報発表 噴火警戒レベル3（警戒が必要な範囲2km）
H27.6.26	噴火警報発表 噴火警戒レベル2（警戒が必要な範囲1km）

（出典）木曾町資料

③避難・対応状況

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げを受けて、平成26年9月27日12時31分から町道上4箇所（黒沢口登山道、開田口登山道、油木美林の各入口手前）にて入山規制を実施した。

また、ロープウェイに現地対策本部を設置して町職員を派遣し、安否確認や関係機関との連絡調整、情報収集を行った。噴火当日から翌日にかけて、下山者用のシャトルバスや一時避難所を開設し、民間の宿泊施設を合わせて計92名の下山者が宿泊した。

平成26年10月、噴火警戒レベル3が継続される中で台風が発生した。火山灰が堆積した範囲では降雨による土石流が発生する可能性があるため、木曾町では町内の5地区に新たな避難基準を設け、避難を実施した。

表 木曾町における入山規制および下山者への対応状況の推移

日付	対応内容
H26.9.27 ~9.28	<ul style="list-style-type: none"> 各登山道入口封鎖（入山規制）、登山道に至る町道各線通行止め 木曾町現地対策本部を御岳ロープウェイに設置（町職員を派遣） 下山者の送迎車両の手配 安否確認、関係機関との連絡調整、各種情報収集 下山者用のシャトルバスを運行 三岳交流促進センターに一時避難所を開設 三岳交流センターに49名、民間の宿泊施設（2箇所）に43名の計92名の下山者が宿泊
H27.5.1	・黒沢口登山道六合目中の湯までの町道通行止め（冬季閉鎖）解除
H27.6.5	・黒沢口登山道六合目中の湯から七合目行場山荘手前までの立入規制解除
H27.7.1	・黒沢口登山道七合目行場山荘手前から八合目女人堂までの立入規制解除
H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> 開田口登山道入口から三ノ池までの立入規制解除 油木美林入口から黒沢口登山道七合目までの立入規制解除
H27.8.11	・油木美林百間滝から黒沢口登山道六合目中の湯までの立入規制解除
H27.9.19	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道八合目女人堂から九合目石室山荘までの立入規制解除 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除
H27.10.19	・黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点までの立入規制解除
H28.6.28	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢口登山道九合目石室山荘から分岐経由二ノ池方面へ約500m地点の立入規制開始位置を撤去 ※九合目石室山荘上部分岐点及び二ノ池分岐（お鉢方面分岐含む）から剣ヶ峰方面は立入禁止
H28.7.16	・三ノ池ルートの立入規制解除
H28.7.27	・三ノ池ルートを立入規制（沢横断部分の雪渓の状態が悪いため立入規制）
H28.9.17	<ul style="list-style-type: none"> 三ノ池ルート女人堂から三ノ池方面へ約1km地点までの立入規制解除 （落石・崩落等の危険による一部区間の立入規制）

（出典）木曾町「噴火警戒レベルと規制推移と噴火対策」より作成

表 木曾町における降灰の影響による土砂災害警戒対応

<p>■対象地区 三岳地区（荻ノ島、栩山、井原、屋敷野、倉本）、開田地区（柳又）</p> <p>■避難基準 大雨注意報・・・避難準備情報 大雨警報・・・避難勧告</p> <p>※降雨状況により注意報・警報の発表を待たず、避難準備情報・避難勧告を発令</p> <p>① 台風18号 10月5日16時31分に避難準備情報が発令、翌日6日13時06分に解除されるまで、4箇所の避難所等に9世帯14名が避難した。</p> <p>② 台風19号 10月13日15時30分に避難準備情報、同日16時30分に避難勧告が発令、翌日14日5時50分に解除されるまで、3箇所の避難所等に10世帯18名が避難した。</p>
--

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」

④被害状況

御嶽山の噴火は、死者・行方不明者63名、負傷者69名（重傷29名、軽傷40名）にのぼる人的被害をもたらした。

行方不明者の捜索活動は平成26年9月28日に開始されたが、同年10月16日に一時中断、平成27年7月29日に再開され、同年8月6日に終了したが、依然行方不明者5名は発見されていない。

表 御嶽山噴火の主な被害状況（平成27年11月6日時点）

都道府県名	人的被害（人）		
	死者	行方不明者	負傷者
全国合計	58	5	69
長野県	58	5	59
岐阜県	0	0	10

（注）建物被害はなし

（出典）消防庁「御嶽山の火山活動に係る被害状況等について（第40報）」（平成27年11月6日）



（頂上剣ヶ峰）



（八合目女人堂）

図 木曾町における被害状況写真

（出典）木曾町資料

（2）災害後の主な経過

御嶽山噴火および噴火警戒レベルの引き上げに伴い、木曾町、王滝村、長野県に災害対策本部が設置された。

一方、国は同日木曾町と王滝村に対する災害救助法の適用を決定し、長野県庁に非常災害現地対策本部を設置した。

表 災害後の主な経過（木曾町・王滝村・長野県・政府の取組状況）

年	月日	長野県・木曾町・王滝村の対応	政府の対応
平成 26年	9月27日	11:52 御嶽山噴火	
		12:20 木曾町災害対策本部設置	
		12:30 王滝村災害対策本部設置	
		12:36 火口警戒情報発表（噴火警戒レベル3への引き上げ）	
		13:20 長野県警戒・対策本部設置	
		14:10 長野県災害対策本部設置	
		16:40 関係省庁災害対策会議開催 木曾町、王滝村に災害救助法適用	
	9月28日		17:00 御嶽山噴火非常災害対策本部設置 （内閣府）
		22:00 非常災害現地対策本部設置 （長野県）	

（出典）木曾町「御嶽山噴火対応記録」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201403	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備			【20140301, p201】	(木曾町)	→		
施策 2: 復興計画の作成			【20140302, p202】	(木曾町)	→		
施策 3: 広報・相談対応の実施			【20140303, p202】	(木曾町)	【20140304, p202】	(木曾町)	→
施策 4: 金融・財政面の措置					【20140305, p203】	(木曾町)	→
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保					【20140306, p204】	(木曾町)	→
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興							
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建					【20140307, p204】	(木曾町)	→
施策 3: 農林漁業の再建							